

# 平成29年度 農産物検査員育成研修

日時：平成29年4月17～21日  
場所：北農ビル19階(札幌市)

本年も各地から農産物検査員の候補者が札幌に集結し、検査員の心得から現場の実務まで5日間で学びました。研修中に道内各地で風害や降雪による被害が発生し、地元の影響を心配しながらの研修ではありましたが、国内産農産物検査コース、馬鈴しょでん粉検査コース、成分検査コースの3つの専門コースに分かれ予定通り基礎課程の講義を終了しました。今後は地元で鑑定実習、現場実習課程に入り、鑑定の分析実習や検査の手順等を学びます。

## 主催者挨拶

一般社団法人 北海道米麦改良協会  
会長理事 内田 和幸

農業を取り巻く環境はTPPの状況変化やEPAやRCEPなど様々な国際貿易交渉の動向、国の「農業競争力強化プログラム」の推進等により、ますます厳しくなることが予想されるものの、北海道の基幹産業である農業を守り、日本国民の命を守る食糧生産を支えることは極めて重要です。農産物検査法も農産物の適正な流通の維持を図るとともに、検査員は農産物検査の目的である「農産物の公正かつ円滑な取引と、その品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与すること」と精米表示等の根拠や各種制度資金交付の要件にも活用されるなど、消費者にも各関係者の皆様からも、信頼性と公平性の確保を強く求められているので、本会としては検査員の育成と継続的な教育が極めて重要と考えています。

特に法令遵守と公正な業務遂行が生産者の利益を守る検査員の責務であることを再認識して欲しい旨、挨拶がありました。



# ● ● ● ● ● ● ● ● 来賓挨拶 ● ● ● ● ● ● ● ●



北海道農政事務所 生産経営産業部  
業務管理課 課長 森田 宏美 様

農産物検査については、幕末の年貢米の検査から始まり、戦後は国の食糧管理制度のもとに国民の大切な食糧確保に寄与し、その時代とともに安全安心や品位統一に携わってきたことや、現在でも精米の表示や交付金の根拠となる重要な位置づけにあること等を説明頂きました。

また、全国で発生している不適正な検査が増えていることに触れ、法の目的にもある公正かつ円滑な取引のために、適正な検査をしっかりと習得して欲しい旨、研修生にご指導頂きました。

## ● ● ● ● ● 主な講義内容(国内産農産物検査コース) ● ● ● ● ●

### 4月17日

開講式  
農産物検査の役割  
登録検査機関の役割  
農産物検査法、基本要領

### 4月18日

食品表示制度について(外部講師)  
食糧法遵守事項について(外部講師)  
農産物規格規定  
国内産農産物の検査実施マニュアル I

### 4月19日

国内産農産物の検査実施マニュアル II～III  
検査機器の使用方法、実習

### 4月20日

検査標準品及び限界基準品の解説  
米麦改良協会の業務規程の解説  
米穀のクレームについて(外部講師)  
道内産地品種銘柄の特性及び栽培方法等  
鑑定、分析器具等の使用方法  
総括講義

### 4月21日

履修確認のための補講  
履修確認試験  
閉講式

# 外部講師の皆さん



## 食品表示制度について

北海道 環境生活部 健康安全局消費者安全課  
表示・取引適正化グループ

主査 櫻井 孝紀 様



## 食品表示(衛生事項)について

北海道 保健福祉部 食品安全課  
食品安全グループ

獣医師 小山内 裕太 様



## 食糧法遵守事項について

北海道農政事務所 生産経営産業部  
生産支援課

課長補佐 上松 新 様



## 米穀の事故クレームについて

ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部  
米穀生産課

課長 紺屋 貴弘 様

# 実習風景

【水分計の使い方】



【ブラウエル穀粒計の使い方】



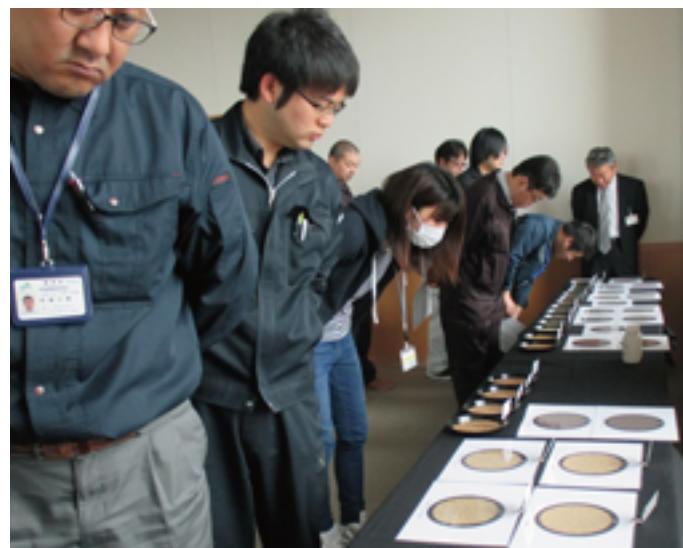
【うるち・もち判定】



【ふるいの使い方】



【農産物の検査標準品】



# 実習風景

## 【品種見本】



## 【異臭麦判定】



# 閉会挨拶



一般社団法人 北海道米麦改良協会  
事務局長 高橋 幸雄

5日間に渡る熱心な受講を労い、今後は実務実習を受ける上での気構えが大切であることを強調し、法令遵守と公正な業務遂行こそが、正に生産者の利益を守る検査員の責務であり、そのためにも、関係法令や本会業務規程の遵守は基より、7月から稼働する新しい帳票作成システムの導入頂き、適正な事務の推進、事務の省力化を図るための協力を要請し閉会致しました。